



平成27年4月28日

各 位

会社名 イチカワ株式会社
代表者名 代表取締役社長 牛尾 雅孝
(コード番号 3513 東証第1部)
問合せ先 総務部長 森 下一彦
(TEL. 03-3816-1111)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年4月28日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成27年6月26日開催予定の第91回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 今後の事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条(目的)につきまして、事業目的を追加するものであります。
- (2) 機動的な資本政策及び配当政策の遂行を可能にするため、剰余金の配当等を取締役会決議により行えるよう、変更案第38条(剰余金の配当等の決定機関)及び変更案第39条(剰余金の配当の基準日)を新設するとともに、同規定の一部と内容が重複する現行定款第7条(自己株式の取得)、現行定款第37条(期末配当)及び現行定款第38条(中間配当)の削除を行うものであります。
- (3) 取締役会を活性化し、経営環境の多様性に対応する柔軟な経営体制を構築するため、変更案第18条(員数)につきまして、取締役の員数を増員するものであります。
- (4) 平成27年5月1日施行予定の「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)において、新たに業務執行を行わない取締役及び監査役との間で責任限定契約を締結することが可能となりましたので、適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、変更案第27条(取締役との責任限定契約)及び変更案第34条(監査役との責任限定契約)の規定を新設するものであります。
なお、第27条の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。
- (5) その他、上記変更に伴う条数の変更、必要な文言の加除等の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は(別紙)の通りです。

3. 日程(予定)

定款変更のための株主総会開催日 平成27年6月26日(金曜日)
定款変更の効力発生日 平成27年6月26日(金曜日)

以 上

(別紙)

(下線は変更部分を示します。)

現 行	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(目 的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1.</p> <p>) (省略)</p> <p>6.</p> <p> (新設)</p> <p><u>7. 前各号に附帯又は関連する一切の事業</u></p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p><u>(自己株式の取得)</u></p> <p><u>第 7 条 当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会決議によって自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>第 8 条～第 18 条 (省略)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第 19 条 当社に取締役 <u>7</u> 名以内を置く。</p> <p>第 20 条～第 27 条 (省略)</p> <p>(新設)</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>第 28 条～第 33 条 (省略)</p> <p>(新設)</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p>第 34 条～第 35 条 (省略)</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(目 的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1.</p> <p>) (現行どおり)</p> <p>6.</p> <p><u>7. 発電および電気の供給に関する事業</u></p> <p><u>8. (現行どおり)</u></p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(削除)</p> <p>第 7 条～第 17 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第 18 条 当社に取締役 <u>8</u> 名以内を置く。</p> <p>第 19 条～第 26 条 (現行どおり)</p> <p><u>(取締役との責任限定契約)</u></p> <p><u>第 27 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役 (業務執行取締役等である者を除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>第 28 条～第 33 条 (現行どおり)</p> <p><u>(監査役との責任限定契約)</u></p> <p><u>第 34 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p>第 35 条～第 36 条 (現行どおり)</p>

現 行	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p>	<p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p>
<p>(事業年度)</p>	<p>(事業年度)</p>
<p>第36条 (省略)</p>	<p>第37条 (現行どおり)</p>
<p>(期末配当)</p>	<p>(削除)</p>
<p>第37条 当社は、株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。</p>	
<p>(新設)</p>	<p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第38条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定める。</p>
<p>(中間配当)</p>	<p>(削除)</p>
<p>第38条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。</p>	
<p>(新設)</p>	<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第39条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>② 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</p> <p>③ 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p>
<p>(配当金等の除斥期間)</p> <p>第39条 期末配当金及び中間配当金が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社は支払の義務を免れるものとする。</p>	<p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第40条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社は支払の義務を免れるものとする。</p>